



藤市地第90号
平成24年7月24日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

藤井寺市長 國下 和男



2012年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

2012年6月7日付で依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

〔要望項目〕

1. 国民健康保険について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げることを。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれらの減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフレットなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加者全員にお渡しください。）

〔回答〕(保険年金課)

一般会計からの繰入については、平成24年度予算におきまして法定分に加えて、法定外分においても今年度新たに保険料の軽減に充てるために5,000万円の繰入を新設していただいております。

また、保険料につきましては、後期高齢者支援金等賦課と介護納付金賦課において、全国的に給付増の観点から保険者負担が増額となっておりますが、前述の繰入を行ない料率の設定をした結果、前年度と同率の保険料とさせていただきます。

続きまして、保険料の減免につきましては、災害により生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められる者について、当該被保険者の申請によって行っております。

なお、保険料の減免基準は、平成17年度からは、生活保護基準額の1.3倍以下に、平成20年度には、年金所得者を含む世帯に特別控除として60万円を設定するとともに、生活保護基準額の1.36倍以下に引上げを図っております。また平成21年度より非自発的な失業に伴い国民健康保険の被保険者となった者が減免申請する場合、収入の認定方法において特例を設けて対応しており、今年度も継続して参ります。

また、国保法第44条にもとづく一部負担金減免につきましては、平成14年4月1日に要綱を制定しており、その内容につきましては、支払義務者が利用し得る資産及び能力の活用を図ったにも関わらず、天災等による死亡や障害者となった場合、又は資産に甚大な損害を受けたとき、天災をはじめ、事業又は業務の休止、廃止又は不振、失業等により収入が著しく減少したときなどにおきまして、一部負担金の減免を実施しているものでございます。この際、入院時に留まらず、通院時にも適用しております。

最後に、減免制度の周知につきましては、ホームページや広報紙に掲載しておりますが、今後もより分かりやすく周知するよう努力して参ります。

②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

〔回答〕(保険年金課)

本市において、滞納世帯で高額療養費や葬祭費など給付が発生した場合、強制的に滞納

保険料に充てることはしていません。

続いて、資格証の発行については、保険料の納期限から 1 年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合において、災害その他の政令で定める特別な事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還において弁明の機会を持って、被保険者資格証明書の交付を行うとしております。よって、保険料を滞納している被保険者であっても、直ちに被保険者証の返還と、被保険者資格証明書の交付を行うものではありません。

また、短期証については、窓口更新を通じて滞納世帯との接触の機会を増やし、きめ細やかな納付相談を行うために取り組んでおり、高校生世代までの子どもについては、窓口更新時に 1 年間の保険証を発行しています。なお、窓口更新に来られない場合は、子どもの保険証のみ郵送・訪問等を通じて届けています。

③財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等を見つけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の請求分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

〔回答〕(保険年金課)

滞納世帯については、まず納付相談ありきの姿勢で対応しておりますが、生活困窮世帯かどうかの判断の一つとして法令に基づいて、財産調査を行っています。その内容と納付相談に基づいて、資力がありながら納付意識が希薄と判断される世帯について差押を行っています。一方、生活困窮世帯及び生活保護受給者に対しては、滞納分の支払いが困難と判断される世帯については滞納処分の停止を行っています。

④国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

〔回答〕(保険年金課・生活支援課)

国民健康保険料の納付相談時に本人から生活保護申請についての話が出た場合をはじめ、生活保護適用の状況が推察される場合、本人に確認の上、担当課への案内を行っています。必要に応じて滞納世帯の状況を把握するため、担当課の職員と連絡をとりあっています。

また生活支援課で生活困窮者の相談を受けた場合については、困窮状況によって他法の活用や生活保護制度について説明しています。

⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかな

らず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

〔回答〕(保険年金課)

国保財政を取り巻く環境は依然厳しい状態が続いており、国・府に対し、国庫負担金の負担割合の引き上げをはじめとする国保財政の長期的安定化のための恒久的な財政支援策や大阪府特別調整交付金の交付要件の改正について、大阪府市長会を通じて国及び大阪府に要望しています。

あわせて、要望事項の実現に向けて今後も要望は続けて参ります。

⑥国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

〔回答〕(保険年金課)

藤井寺市国民健康保険運営協議会は、「藤井寺市会議の公開に関する指針」に基づき、平成24年第1回会議より公開し、会議録・資料についてもホームページで公開しています。

2. 健診について

①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

〔回答〕(健康課)

本市国保の特定健診は、基本的な項目と医師が必要と判断した場合の詳細な項目を無料で実施しています。

また、本市が単独で実施しています健診につきましては、特定健診の補助健診としまして住民健診を同時実施し、詳細な項目の対象とならなかった方・住民健診を希望された方の場合、500円の一部負担金で受診いただけるように市が補助しているものでございます。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

〔回答〕(健康課)

がん検診の充実につきましては、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発により、健康の保持及び増進を図るとともに、受診率向上を目的に胃がん・大腸がん・肺がんの3検診及び女性特有の乳がん・子宮がんの2検診、それぞれの同時実施の回数や休日の検診等

を増やすとともに、さらに受診日程を増やすなど検診していただく環境整備の改善に取り組んでいるところでございます。

特定健診との同時実施については、特定健診等は個別の医療機関で実施し、がん検診は主に保健センターで集団実施をしておりますが、今後、検診受診の手続きの簡便化、効果的な受診方法の開発、職域のがん検診との連携など、より効率的・効果的な施策を検討し、市民の利便性を高めることができるよう考えてまいります。

③人間ドック助成も行うこと。

〔回答〕(保険年金課)

人間ドック助成につきましては、受診日現在、

- ・本市国民健康保険の給付開始日から1年以上経過している方
- ・受診日において、30歳以上75歳未満の方
- ・保険料を滞納していない方

のすべてを満たす方の人間ドック受診費用のうち、消費税を除いた半額(上限 25,000 円)を助成しています。

3. 介護保険・高齢者施策について

①国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げることを。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

〔回答〕(高齢介護課)

介護保険料及び一般会計繰入金等の介護給付費の財源内訳・負担率については法令等により規定されております。

第5期計画(平成24年度から平成26年度)では、負担能力に応じた保険料賦課と低所得層の負担軽減を図るため、保険料段階を7段階から9段階にいたしました。また介護給付費準備基金の取り崩しと財政安定化基金の取り崩しによる交付額を保険料に充当することにより保険料の上昇を抑制しております。

①入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

〔回答〕(高齢介護課)

平成21年度から平成23年度までの期間をとる第4期計画において、グループホーム2

か所(36床)の整備を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設(いわゆる小規模特養 29床)1か所につきましても第4期計画期間中に再三の募集を行いました。応募がありませんでしたので第5期計画期間中(平成24年度から平成26年度)におきましても引き続き募集を行ってまいります。

また、特定施設につきましても、平成24年度中に21床分増床される予定です。

②軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

〔回答〕(高齢介護課)

「介護予防・日常生活支援総合事業」は今般の介護保険法改正において、地域支援事業に新たに創設された事業であります。現時点ではサービスの質の確保、サービス提供者の育成と安定的なサービスの供給など、サービスを利用される方の意向を最大限尊重しつつ、効果をあげる環境が整っていないことから実施する予定はございません。今後の方針につきましては、引き続き情報収集に努めながら、検討してまいりたいと考えております。

介護保険のサービス以外の高齢者福祉施策については、引き続き実施してまいります。

③低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

〔回答〕(高齢介護課)

利用料軽減の制度につきましては、介護保険制度創設時から、高額介護サービス費支給制度があり、平成21年度末からは高額医療合算介護サービス費支給制度が運用開始されております。また、施設入所や短期入所のサービス利用の際の居住費や食費の負担限度額の軽減制度(特定入所者介護サービス費)につきましてもサービス利用の際には欠かせない制度となっております。それぞれ所得区分等に応じた設定がなされており、低所得者の利用料軽減の制度となっております。

報酬改定により創設された介護職員処遇改善加算については、介護における雇用を安定させ、優秀な人材を確保し、介護保険制度の維持のため必要なものであると認識しております。サービス種類によっては加算部分における利用者負担額が増額になることもございますが、高額介護サービス費支給、高額医療合算介護サービス費支給の対象として利用料が軽減されているものと考えております。

④不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

〔回答〕(高齢介護課)

サービスを制限する「ローカルルール」は設けておりません。

⑤事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国の Q&A や川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

〔回答〕(高齢介護課)

訪問介護の生活援助にかかる時間区分の見直しについては介護報酬の評価のための区分であると認識しており、適切なアセスメントやケアマネジメントに基づいて個々のニーズに応じたサービスの提供がなされるものであると考えております。

以上の考え方は、平成24年3月14日に藤井寺市介護保険事業者連絡協議会の勉強会において周知を行っており、また平成24年3月16日に発出された「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」において介護事業所等に周知されていると認識しております。

今後も不適切なサービス提供については指導等を行ってまいります。

⑥「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

〔回答〕(高齢介護課)

地域包括ケアの実現に向けては、地域包括支援センターがその中心的な役割を果たすものであると考えており、地域で活動する事業所や関係機関・団体等の調整、連携を図りながらネットワークの構築を進めております。

今後はインフォーマルな社会資源を十分に把握し、有効に活用できるようなネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。

4. 生活保護について

①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

〔回答〕(生活支援課・人事課)

本市では、平成24年4月に実施した組織改革により、福祉課の生活保護担当を課として独立させ、生活支援課とし、新たに適正化推進担当を設置してケースワーカー経験者を配置し、課長を除いた担当者として福祉に関する専門的知識及び技術を持っている社会福祉士2名増員しております。また嘱託職員として生活支援員(高齢者専門のケースワーカー)2名、収入資産調査員及び生活指導調査員を各1名増員しております。

しかし、「標準数」に基づくケースワーカー数が不足している状況であり、一時的には任期付職員採用制度導入による体制整備の検討も含め、併せて、社会福祉士等の福祉の専門

知識及び技術を有する者等の正規職員としての採用、人事異動等による市全体を一体的にとらえた人事管理・業務管理を行うことにより、「標準数」に基づくケースワーカー数の実現を目指し、実施体制の整備・充実に努めてまいります。

なお、ケースワーカーに対する研修につきましては、各地で行われる研修会へ参加し、また、市においても法律研修を実施することにより、法令遵守を徹底し、かつ、窓口での対応研修、CS向上(住民満足度向上)研修等を行うことにより、窓口での適切な対応に努めております。

②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配付ください。)

〔回答〕(生活支援課)

「生活保護のしおり」は、現在、希望される来訪者に対し、いつでも誰にでもお渡ししております。また、内容につきましては、先進市のものを参考にさせていただき、作成しております。申請用紙については、相談者から保護申請の意思表示があった場合にお渡ししております。

③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

〔回答〕(生活支援課)

申請時に「助言指導書」等は用いておりません。就労指導については、被保護者の状況に即して行っております。

④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

〔回答〕(生活支援課)

移送費につきましては、被保護者の通院や求職状況を見ながら、担当ケースワーカーが周知しているところです。今後も移送費について制度周知に努めてまいります。

⑤「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

〔回答〕(生活支援課)

福祉事務所の閉庁時間中の医療機関受診については、受診後に医療機関または被保護者から連絡を受け、医療券を発行しております。修学旅行時等については、生活保護の受給証明書で対応しております。

⑥自動車がない場合は生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

〔回答〕(生活支援課)

自動車の保有については、生活保護手帳に記載されている要件に該当するならば、認めているところです。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

〔回答〕(保険年金課)

本市におけるこどもの医療費助成は、外来・入院とも所得制限なしで小学校就学前までは現物給付（府内受診のみ、他府県受診は現金給付）を行っております。（一部自己負担額あり）

就学児の医療費助成につきましても、入院につきましても、平成20年7月からは、小学校1年生～3年生まで、平成22年4月からは、小学校6年生までと、助成の対象を拡大しており、本年度（平成24年4月）からは、中学生の入院までの助成対象の拡大を行いました。（一部自己負担額あり）

今後も、大阪府の医療費助成制度の動向を踏まえつつ、検討していきたいと考えております。

（参考）大阪府の医療費助成制度

所得制限あり。

【入院】小学校就学前まで

【通院】2歳児（3歳に達した日の属する月の末日まで）。

現物給付は府内受診のみ。他府県受診は現金給付。一部自己負担額あり。

②全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

〔回答〕(健康課)

妊婦健康診査の重要性・必要性を認識するとともに、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう今年度から助成額を10万円に引き上げたものでございます。

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

〔回答〕(教育総務課)

適用条件につきましては、本市では従前より課税所得金額でみております。また、申請手続きにつきましても、通年を通じ、教育総務課と学校の両方で受け付けております。

第1回の支給月につきましては、できるだけ早い時期に支給できるよう、4月の始業式翌日から申請受付を開始し、事務処理上最短である5月末の支給に努めております。

④子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

〔回答〕(健康課)

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきまして、本市では、平成22年度よりそれぞれの対象者に全額公費負担で実施しております。

⑤子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

〔回答〕(子育て支援課)

子育て世代支援策としての「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」などの家賃補助につきましては、現在検討はしておりませんが、本市の子育て支援策として、平成24年度では、乳幼児等の医療費助成事業は、入院にかかる対象年齢を小学校6年生から中学校3年生までの引き上げを行っています。また、妊産婦健診の助成につきましても、14回受診した場合の助成額を100,000円に拡充を行っています。

保育所につきましても、平成24年度から新たにできた民間保育所への運営補助を行っています。また、つどいのひろば事業を1か所増やし、子育て支援施策の充実に努めております。

6. 独自要望項目

①介護保険料の負担はこれ以上困ります。この制度の発足時と大きく掛け離れているため、国に対して声をあげていきたい。

〔回答〕(高齢介護課)

- ・保険料については、本人の所得のみにより賦課徴収する方式に改めること。
- ・保険料基準額が高額な設定とならないよう、抜本的な制度設計とすること。
- ・低所得者対策については、抜本的な見直しを検討し、国庫負担による恒久的な措置を講じること。

を大阪府市長会等を通じ継続して要望してまいります。

②国民健康保険料の国の負担を増やすよう働きかけること。

〔回答〕(保険年金課)

1-⑤と同様

③子供の医療費助成制度(通院)の年齢引き上げを中学校卒業までにすること。

〔回答〕(保険年金課)

5-①と同様

④国保の広域化に反対すること。

〔回答〕(保険年金課)

国民健康保険は社会的・経済的に弱い方々を多く受け入れなければならないことから構造的な財政等の問題を抱えつつ、急速な高齢化の進展や長引く経済の低迷などにより、財政運営は非常に厳しい状況が続いています。

加えて、近年の疾病構造の変化や医療技術の進歩によって医療費の増加に歯止めがかからず、その負担増を被保険者の方々の保険料に転嫁していくことや、市が保険料の高騰を抑制するために一般会計より繰り出しをすることには限りがあることに加えて、同じ窓口負担や給付を受けるにも関わらず、道路を隔てた隣の市町村と保険料が異なり、その差が顕著なものとなってきています。

これらのことから、財政の安定化、負担の公平化、事務の効率化を図り、制度の持続性を高めるために国民健康保険の広域化が課題となっており、本市のように規模の小さい自治体で国民健康保険事業を運営していくには限りがあり、広域化が必要と考えています。

しかしながら、広域化に際しましては、現行の仕組みのまま広域化をただで国民健康保険の課題が解消されるものではありません。

そのため、本市におきましては、国や大阪府に対して、国や府の負担・責任が明確化された上で、より強化された財政基盤での広域化の実現や、広域化が被保険者や市町村の負担増とならないこと等について要望しています。

⑤ケースワーカーを増員し、基準にもとづいて対応すること(正職員で)。

〔回答〕(生活支援課・人事課)

生活保護の実施体制の整備、充実を図るためには、「標準数」に基づくケースワーカー数の不足の解消が必要であり、できる限り速やかに「標準数」に基づくケースワーカー数の配置の実現を目指し、一時的には任期付職員採用制度導入による体制整備の検討をし、併せて、特にケースワーカー不足の現状を念頭に置き、正規職員の計画的な採用、人事異動等による市全体を一体的にとらえた人事管理・業務管理を行うことにより、改善に努めてまいります。

⑥行政として福祉の心を大切にしよう職員に指導すること。

〔回答〕(人事課)

地方自治法において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると規定されており、また、地方公務員法において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないと規定されており、市職員には、これらの責務を果たすことが求められています。

市としては、窓口での対応研修、CS向上(住民満足度向上)研修等を実施しており、各職員が、地方公務員としての原点に回帰して全体の奉仕者として住民の福祉の増進に努めるよう啓発し、相手の気持ちや立場を尊重しながら接するよう努めてまいります。

⑦介護問題に関しては、各地域に積極的な取り組みの援助をして下さい。

〔回答〕(高齢介護課)

介護にかかる様々な問題への対応は、地域包括支援センターにおける「総合相談」支援業務の中で相談窓口を設け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために地域における適切なサービスや機関または制度の利用につなげるよう支援を行っております。また、介護にかかる問題を広く市民に知ってもらい、高齢者福祉への理解を深めてもらうよう、広報・啓発を図っております。

⑧具体的には、健康教室・介護教室など高齢者の取り組みに援助していき指導する。

〔回答〕(高齢介護課)

介護をされる方の心身の負担を軽減させるとともに、より効果的な介護方法を学ぶ場として「介護者家族の会」の実施や、専門職の講師を招いた「介護者家族セミナー」を実施しています。

高齢者相互の交流の機会や場を提供することを目的として、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーション等の便宜を供与するために市立老人福祉センターの運営を行っております。

高齢者が自らの老後を健康的で豊かなものとするように、地域での自主的、積極的な活動

を行う老人クラブへの補助事業を行っております。また老人クラブを対象とする健康づくり、生きがいくづくり、防災等の多岐にわたる内容の各種講座を保健・福祉・医療に係る市担当課や、各関係機関が市内各所に出向いて行っています。

⑨80 20運動の高揚をしていくこと。具体的には、介護教室などの口腔ケアを積極的に取り組むことは、合併症を予防し国保・介護の抑制にもつながり、全市的に取り組んで下さい。

〔回答〕(健康課)

本市の80 20運動につきまして、毎年秋に行っています「健康まつり」があります。まつり当日に希望された高齢者の方に検診を行ない、歯の状態の良かった方に表彰状を贈呈する事業を実施しています。

また、介護予防事業等を通じて口腔機能の向上の教室にも取り組み実施しています。

⑩ホームレスへの対応について、市としてどう対応しているのか(南河内での入居施設の確保など)

〔回答〕(生活支援課)

大阪府社会福祉協議会と連絡を取り合っており対応しています。